

和歌山市公募型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「コンサル業務」という。）以下同じ。）において、建設業者の入札参加意欲と工事施工に係る技術的特性を把握するための資料の提出を建設業者に幅広く求める公募型指名競争入札を実施するに当たり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 公募型指名競争入札の対象とする建設工事等は、対象とする建設工事等（以下「対象工事」という。）のうち地形地質条件、施工条件上の技術的特性を勘案して、市長が必要と認める建設工事等について実施するものとする。

(技術資料の収集)

第3条 市長は、前条に掲げる対象工事を発注しようとする場合、本市の有資格者名簿に登録されている者のうち技術資料の提出を求める対象者の範囲を決定し、次条の技術資料の提出を求めるものとする。

(技術資料の内容)

第4条 技術資料の内容は、次に掲げるものの中から、当該建設工事等の特性等に応じて市長が選択するものとする。また、第5条の公開の開始後速やかに、技術資料の作成及び提出に係る事項等を記載した技術資料作成要領を交付するものとする。

(1) 施工実績及び当該契約書の写し。ただし、当該建設工事等が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」若しくは「調査設計、測量並びに地質業務に関する実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しの提出に替えることができるものとする。

ア 同種又は類似の建設工事等の施工実績

イ 近隣地域内における建設工事等の施工実績

(2) 配置予定の技術者

ア 配置予定の監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）の氏名（複数の候補者でも可）

イ アの技術予定者の資格、工事経歴等

(3) 施工計画（当該建設工事が、施工計画審査タイプ（大規模構造物の工事、特殊な作業条件下の建設工事であって高度な施工技術を必要とするものをいう。）である場合に限る。）

(4) その他市長が必要と認める事項

(技術資料収集に係る公開)

第5条 市長は、第3条の技術資料を収集しようとする場合、本庁舎において次に掲げる事項を含む公開を行うとともに、和歌山市ホームページに掲載するものとする。

(1) 建設工事等の概要

(2) 技術資料の作成及び提出に係る事項

(3) 技術資料の提出を求める対象者に関する事項

(4) その他市長が必要と認める事項

(技術資料の審査)

第6条 市長は、提出された技術資料の審査を行い、審査の結果を踏まえ、技術資料を提出した者の中から当該建設工事等の競争入札に参加する者を、和歌山市建設工事公募型指名競争入札技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審議を経て、指名するものとする。

2 市長は、前項の技術資料の審査を行うため、必要に応じて、市に技術審査会を設けるものとする。

3 前項の技術審査会の構成員は、別に定める。

(苦情申立て)

第7条 市長は、技術資料を提出した者のうち当該建設工事等について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面、電子メール又はファクシミリにより通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（当該7日には、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び日曜日をいう。）及び土曜日並びに12月29日から翌年1月3日までの日を含む。次項において同じ。）以内に、書面、電子メール又はファクシミリにより、市長に対して非指名理由についての説明を求めることができるものとする。電子メール又はファクシミリにより提出した場合は、着信を確認しなければならない。

3 市長は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

4 第1項の通知は、当該工事に係る指名通知と同時に行うとともに、非指名理由については、工事請負業者指名基準の各事項のいずれの観点から指名しなかったかを明らかにするものとする。

5 本要綱に基づく指名理由その他の手続に関し、和歌山市入札監視委員会に対して再苦情を申立てることができる旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(実施上の留意事項)

第8条 技術資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出者の負担とするものとする。

2 技術資料は、提出者に無断で使用しないものとする。

3 技術資料に虚偽の記載をした者は、和歌山市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を行う。

4 前3項に掲げる事項については、技術資料作成要領において明らかにするものとする。

(入札参加者等の公表)

第9条 公募型指名競争入札に係る技術資料の提出状況及び指名業者の状況については、公表しても差し支えないものとする。

附 則

この要綱は、平成8年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。